

設、公共交通機関の駅などにポスターを張る、それから各使用者団体、業界団体のリーフレットの配布をする。さらに都道府県労働局の本ホームページに登載するなどして最低賃金額の周知徹底を行うことも、市町村などの広報誌がありまうから、いろいろな形で掲載をお願する。様々な形で周知広報活動を行っていただくことを望みます。今後とも、インターネットを活用する。その他労働者、使用者団体、民間団体などに最低賃金の内容及びその額について広く周知徹底をして、一層の国民の浸透を図ってまいりたいと思っております。

○渡辺孝男君 また、法改正では罰則強化をするところになっているわけですが、その罰則強化の効果はどの程度期待されているのか。また、特定最低賃金に当たっては罰則が適用外にならざるを得ないけれども、しかししつかり守るべきものは守るべきではないか。そういうことで、雇止め対策として、雇止めを防止する配慮がなされるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金法の罰則については、罰金等臨時措置法に引きかえ、昭和二十四年の法の制定以来見直しが行われておりまして、この間の賃金価値の変動等により、罰則の制裁的効果が低下してきておりました。このため、現行一万円でありました最低賃金不払に際する罰金額の上限についても見直しを行って、現行の罰金額は、労働基準法の罰金額の上限額に引き上げられ、労働基準法では、三十万円でありましたが、これを二倍程度に相当する五十万円を地域別最低賃金不払に際する罰金額の上限とするにとりまして、一、方、一定の事業又は職業に適用される最低賃金、これを今回産業別最低賃金から特定最低賃金と改称して、二、方、地域別最低賃金をすべしと改称して、一、方、地域別最低賃金をすべしと改称して、二、方、地域別最低賃金をすべしと改称して、三、方、労働者に対する全額としての役割を担わせることとして、今申し上げたような罰則強化をしたわけであり

ますが、この特定最低賃金につきましては関係労使のインシテナンスにより設定され、そして企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものだと、このことで、公正な賃金設定に資するんだというところで整理をいたしまして、言わば地域別最低賃金の持つ安全網としての役割をはたした別の趣旨の役割を果たすことにならざるを得ない、その不払に引きましては最低賃金法上の罰則は適用しないことにならざるを得ないわけであります。

この特定最低賃金につきましては、今申し上げましたような最低賃金法上の罰則の適用はないわけでありまして、最低賃金法上、民事的効力を有するところについては、おありまして、したがって、特定最低賃金の不払というものはどういふことなるかというところ、これは賃金の全額払い違反、これは労働基準法の二十四条でありまして、これは違反ということになります。そういふことでありますので、この基準法違反とどういふことで罰則が、罰金の上限は三十万円でありまして、これが適用されることになりまして、どういふことにより労働者の保護を図られるものと考えております。

○渡辺孝男君 そういふ意味では、特定最低賃金に際しても守られる、配慮がなされているというところであるというわけでありませう。

○小池晃君 それから、最低賃金制度にかかわってお聞きしたいんですが、資料をお配りしております。二枚目以降を見ていただきたいんですが、建設請負会社のエム・クルー、これはネットカフェ難民を扱う会社として登場して、社長がホームレスだったこと、あるいは竹中平蔵さんと非常に仲がいいとか、そんなことでも話題になっていきます。これは、都内主要駅ほとんど、レストボックスという二段ベッドの宿舎を提供して、簡易宿泊と建設請負の仕事紹介をセットにして営業している、そういう企業です。

この会社で働いている労働者が今年十月労組を作りまして、安全協力費とか福利厚生費の名目で最大一日五百円の天引きが同意なく行われているということで全額返還を求めています。

お配りしたのは、この会社の建設会社に対して向けたチラシと、それから労働者に向けて出した案内。これを見ますと、建設会社が支払う料金というのは一日一人当たり、これキャンペーン中なんでもっと安いんですが、組合によりまして、一日一人当たり一万二千三百八十円なんです。ところが、一枚目見ていただくと、労働者に対する賃金見ると、これ七千七百円なんです。問題の経費五百円（こ）から引きまますから手取りで七千二百円、もう実にマージン率が四二％ということになるわけです。

これ、時給換算すると九百円で、まあ最低賃金はクリアしているかもしれませんが、しかし、料金の六割程度の賃金で、しかも交通費込みだと。宿泊費、これは千八百円取られるんで、残るのは五千四百円。これ、宣伝では、エム・クルーで働いて頑張れば部屋が借りられるようになる、こう言っていますけど、これでは生きていくのが精一杯ではないかなというふうに思うんですね。最賃がやっぱり低いことがこういう事態を生んでいる原因の一つにもなっているのではないかと懸念しますが、この会社、建設請負で派遣事業法の登録していません。しかし、実際には他社の工事現場に労働者を送る、実態としては

労働者派遣。元々、建設は禁止されているはずなんです。

大臣、今こういう貧困ビジネスというのが大きく広がっているんですね。宿泊施設付きの派遣や請負、こういう事態について実態把握がされているのか。もし把握していないのであれば、私は派遣法や労基法に基づいてきちっと調査すべきだと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（舛添要一君）今は一つ個別の案件を御引用なさいましたけれども、一般的に、基本的には労働関連の法令に違反したところに対してはきちんと厳正な処置をやる、そういう方向で我々はやっています。今後ともその方向は曲げないでやっていきたいというふうに思っております。

○小池晃君 いや、そういう一般論じゃなくて、こういう貧困ビジネスというのはかなり大きなトレンドになってきている中で、厚生労働省としてもこれはやっぱり一定の問題意識を持って調査をするという態度、必要じゃないですか。

○国務大臣（舛添要一君）その点も含めまして先ほど来のほかの委員の先生方にもお答えいたしましたけれども、九月から労働政策審議会において、そういう点も含めて派遣労働の在り方について再検討を加えるということをやっているとやっておりますので、その結果を踏まえて必要な対処をいたしたいと思います。

○小池晃君 それから、最低賃金について生活保護を下回ってはいけない、これ当然の話なんです。生活保護制度には勤労控除という仕組みがございます。勤労収入を得るために特別な経費が必要になることから、平均でいうと月二万三千三百三十三円、時給だと百三十一円です。

基準局長は、これ、労働して賃金得る場合には生活保護を受ける場合よりも必要経費が増加するという観点から見れば、一定程度上回るものとすべきであるという考え方もあり得るという答弁をされていますが、私はこの生計費の問題については勤労控除に相当するような部分というものはこれは考慮の対象にすべきだと思う

んですが、どのようにお考えですか。

○政府参考人（青木豊君）最低賃金と生活保護の比較に当たっては、そもそも制度上の違いはありますが、があるわけですね。生活保護は年齢や世帯によって違うとか、今お話をありましたような各種加算とか住宅扶助とか医療扶助とかいろいろあるという、これをどういうふうに考慮するのかというのは実はやっぱり問題だということに思っています。

○小池晃君 いや、そういう一般論じゃなくて、こういう貧困ビジネスというのはかなり大きなトレンドになってきている中で、厚生労働省としてもこれはやっぱり一定の問題意識を持って調査をするという態度、必要じゃないですか。

○国務大臣（舛添要一君）この点も含めまして先ほど来のほかの委員の先生方にもお答えいたしましたけれども、九月から労働政策審議会において、そういう点も含めて派遣労働の在り方について再検討を加えるということをやっているとやっておりますので、その結果を踏まえて必要な対処をいたしたいと思います。

○小池晃君 それから、最低賃金について生活保護を下回ってはいけない、これ当然の話なんです。生活保護制度には勤労控除という仕組みがございます。勤労収入を得るために特別な経費が必要になることから、平均でいうと月二万三千三百三十三円、時給だと百三十一円です。

基準局長は、これ、労働して賃金得る場合には生活保護を受ける場合よりも必要経費が増加するという観点から見れば、一定程度上回るものとすべきであるという考え方もあり得るという答弁をされていますが、私はこの生計費の問題については勤労控除に相当するような部分というものはこれは考慮の対象にすべきだと思う

議会の労働者代表委員につきましては、関係労働組合の推薦を受けた者の中からいわゆるパートタイム労働者等、そういう労働者を含む労働者一般の利益を代表するにふさわしい者を任命しているというふうに考えております。

○小池晃君 やっぱ当事者がいなければこんな議論できないと思うんですが、ちよと、もう時間ないんで答弁はいいですが、厚生労働省が把握している労働組合の構成比率は、連合で言うところ六六％、連合以外で三三％だということに私はお聞きしました。大臣、この最低賃金審議会の労働者委員が長年連合だけだという事態続いているんですけれども、やっぱこれは広く公募して民主的手続で毎年改選すべきだという声が寄せられておられますが、この問題についてやっぱ検討していく必要があるのではないかとこのように私は思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（舛添要一君）この毎年改選を二年改選というふうにしたのは、国の審議会一般の任期が二年だということとそれに合わせようという趣旨でありまして、委員のおつしやるような意見があるということをきちんとして賜った上で更に検討を続けていきたいと思っております。

○小池晃君 四十年ぶりの最賃法の改定に労働者の期待は大きいわけですが、なかなかいろいろな問題がある、事業者の支払能力定めているのはOECD加盟三十か国で日本とメキシコだけというふうな問題もあります。更なる修正を是非することを呼び掛けたいということで、質問を終わります。

○委員長(岩本司君) 他に御発言もないよう
ですから、両案に対する質疑は終局したものと
認めます。

最低賃金法の一部を改正する法律案の修正
について小池君から発言を求められております
ので、この際、これを許します。小池君。

○小池君 私は、ただいま議題となっております
最低賃金法の一部を改正する法律案に対
し、日本共産党を代表して、修正の動議を提
出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案
文のとおりであります。

これよりその趣旨について御説明いたします。

今日、貧困と格差の拡大が日本社会の深刻
な問題となっており、どんなにまじめに働いても
生活保護水準に達しないワーキングプアと呼ば
れる世帯は四百万以上、年収二百万円以下の
労働者は実に一千万人を超えています。

その原因の一つは、先進国で最も低水準の最
低賃金額が、労働者の最低生活の下支えとこ
ろか、おもしになってきたことにあります。その
深刻さから三十九年ぶりの改定が行われるこ
とになり、労働者も大きな期待を寄せていまし
た。ところが、政府案では、都道府県別の四十
七種類という世界一細かく分かれている地域
別最低賃金制を固定化し、引上げのブレーキ
となってきた事業者の支払能力を決定要素に
残すなど、労働者の切実な要求から懸け離れ
たものとなっております。衆議院の修正もその枠組
みを残したものであります。

本修正の目的は、貧困と格差の解消に果たす
最低賃金制の役割を重視し、世界では当たり
前になっている全国一律最低賃金制の創設を
始め、真に最低限度の生活を保障するための
措置をとることとしております。

以下、提案する修正案の骨子を説明いたしま
す。

第一に、第一条の目的規定に、憲法第二十
五条第一項の趣旨を表す「健康で文化的な最
低限度の生活を確保するために必要な」の文

言を追加し、最低賃金法の目的を明確にして
おります。

第二に、全国を通じすべての労働者に対し一
律に適用される全国最低賃金を創設します。
さらに、全国最低賃金が不相当と認められる
地域については、全国最低賃金額を上回る額で
地域最低賃金を定めるものとしております。ま
た、労働者又は使用者からの申出により、全国
最低賃金を上回る額で産業別最低賃金を定め
ることができるとします。

第三に、全国最低賃金と地域最低賃金は、
労働者及びその家族が健康で文化的な最低限
度の生活を営むために必要な経費を基本とし
て定めなければならないこととし、事業者の支
払能力は決定要素から削除します。

第四に、改正後の制度の中小企業における円
滑な実施を図るため、中小企業に関する取引
の適正化に係る措置、中小企業に対する支援
に係る財政上、税制上及び金融上の措置等の
措置を講じなければならないこととしておりま
す。

第五に、最低賃金額は時間だけでなく、日、
週又は月によつて定めること、産業別最低賃金
に係る違反についても罰則の対象とするなど、
派遣中の労働者の最低賃金は派遣先、派遣元
の最低賃金のうち金額の高い方の適用とする
等、所要の措置を講じることとしております。
この修正によつて、最低賃金を大幅に引き上
げてほしいという労働者の願いにこたえるもの
なるものと確信します。

以上述べて、提案理由の説明といたします。
是非とも御賛同くださいますよう、よろしく
お願いいたします。

○委員長(岩本司君) これより労働契約法案
並びに最低賃金法の一部を改正する法律案の
原案及び修正案について討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ
願います。

○小池君 私は、日本共産党を代表して、
労働契約法案、最低賃金法改正法案に反対、

最低賃金法修正案に賛成の討論を行います。

最低賃金法に反対するのは、労働者、国民の
切実な願いである現行最低賃金の抜本的引上
げに結び付くものではないからです。

現在の最低賃金は年収二百万円にもならな
い低水準の上、四十七都道府県ばらばらで大
きな地域格差があります。本法案には生活保
護水準との整合性が盛り込まれましたが、大
幅引上げと格差解消には不十分な内容です。

事業者の支払能力を最低賃金決定の際に考
慮に入れている国は、OECD三十か国中メキシ
コと日本だけです。支払能力基準を削除し、最
低賃金が憲法二十五条の生存権保障であるこ
とを明確にする必要があります。

また、本法案によつて、地域別最低賃金は必
ず定めなければならないものとされました。本
委員会の審議の中でも、地域別最賃の導入は
世界でわずか九か国にとどまり、圧倒的多数
は全国一律最低賃金であることが明らかにな
りました。深刻化する地域格差を解消し、すべ
ての労働者の賃金引上げを実現するためにも、
地域別最低賃金を必須のものとするのではな
く、中小企業支援の抜本的な強化と併せて、
全国一律最低賃金の導入こそが必要で、物
価や生計費の違いは全国一律最低賃金に乗
せして地域別最低賃金を定めればよく、全国
一律最低賃金を導入しない理由にはなりませ
ん。

以上をもちまして、私の反対討論といたしま
す。

○福島みずほ君 私は、社民党、護憲連合を代
表し、内閣提出労働契約法に反対、最低賃金
法の一部を改正する法律案に賛成、共産党提
出の修正案に賛成する立場から討論を行いま
す。

次に、内閣提出の最低賃金法の一部を改正
する法律案及びその共産党提出の修正案につ
いて賛成意見を述べます。

内閣法の改正法案では産業別最低賃金が特
定最低賃金になり、罰則規定がなくなること
で実質廃止の方向になってしまったことは問題
です。産業別最低賃金は、公正な賃金決定の
確保、労使交渉の補完的な役割を持っていた観
点から継続することが望ましいと考えます。ま
た、全国一律の最低賃金基準を設けるべきと
社民党は訴えてきましたが、この点について盛り
込まれなかったことは不十分であると指摘せざ
るを得ません。

しかしながら、ワーキングプアの問題が深刻化
している中で、地域別最低賃金が強化され、大
幅引上げにつながっていくことが求められてい
る現状で、本法案の改正は一步前進と評価でき
ます。最低賃金の不払に対する罰則規定も引
き上げられ、憲法二十五条が改めて明記され、
今後の引上げの強化や改善が図られることが
期待される法案であると考えます。

また、共産党が提出された修正案は、全国一
律の最低賃金制などを修正案として盛り込み、
原案に対する補強、強化するものであるという
考えから賛成するものであります。

今後、改正された最低賃金法がすべての労働
者の最低限度の賃金が保障されるセーフティ
ーネットとして実質的な効果をもたらし、十分
機能していくよう、関係機関の更なる環境整
備と御努力を期待し、私の賛成討論を終わ
ります。

○委員長(岩本司君) 他に御意見もないよう
ですから、討論は終局したものと認めます。